

【 料 金 表 】

平成31年4月1日

- 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- 法30条性能向上計画に係る技術的審査
- 法36条認定表示に係る技術的審査
- 法7条BELS表示制度に係る評価申請

一戸建て住宅(消費税込み、単位:円)			
	単独申請	併願申請	併願申請内容
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査	32,000	6,000	性能評価(一次エネを取得) (評価書を取得)
法30条性能向上計画に係る技術的審査			低炭素建築物・性能評価(一次エネを取得) (評価書・認定書を取得)
法36条認定表示に係る技術的審査			低炭素建築物・性能評価(一次エネを取得) (評価書・認定書を取得) (30条、36条を同時に申請の場合は、36条を併願扱いとする。)
法7条BELS表示制度に係る評価申請			法30条・法36条・低炭素建築物・性能評価(一次エネを取得) 現金取得(一次エネを取得) (備考)プレート代・シール代：別途実費

1. 法7条BELS表示制度に係る評価申請における、改修前後の評価に係る料金は、通常料金に1.5を乗じた額とする。
2. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし審査を伴わない変更申請については1,000円(消費税込)とする。
3. 適合証又は評価書を再発行する場合は、1通につき1,000円(消費税込)とする。

共同住宅等(消費税込み、単位:円)				
共同住宅の住戸部分		共同住宅の共用部分		
申請戸数(戸)	申請種別	新規(イ)	新規(ロ)	
申請戸数(戸)	1戸	34,000	床面積(㎡)	
	2戸以上5戸以下	68,000		
	6戸以上10戸以下	92,000		
	11戸以上25戸以下	124,000		
	26戸以上50戸以下	156,000		
	51戸以上100戸以下	208,000		
	101戸以上200戸以下	288,000		
	201戸以上300戸以下	386,000		
	301戸以上	472,000		
			300㎡以内	97,000
			300㎡を超え2,000㎡以内	145,000
			2,000㎡を超え5,000㎡以内	194,000
			5,000㎡を超え20,000㎡以内	243,000
			20,000㎡を超え50,000㎡以内	340,000
			50,000㎡を超え	486,000

1. 低炭素建築物新築等計画及び法30条性能向上計画認定において、
  - (1)住戸のみの申請の場合は、(イ)の料金とする。
  - (2)建築物全体の申請の場合は、(イ)と(ロ)の料金の合計とする。
  - (3)複合建築物の申請の場合は、(イ)と(ロ)の料金と非住宅建築物の判定料金の合計とする。
2. 法36条認定表示において、
  - (1)建築物全体の申請の場合は、(イ)と(ロ)の料金の合計とする。
  - (2)複合建築物の申請の場合は、(イ)と(ロ)の料金と非住宅建築物の判定料金の合計とする。
3. 法7条BELS表示制度に係る評価申請における、改修前後の評価に係る料金は、通常料金に1.5を乗じた額とする。
4. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし審査を伴わない変更申請については1,000円(消費税込)とする。
5. 適合証又は評価書を再発行する場合は、1通につき1,000円(消費税込)とする。

非住宅 判定料金(消費税込み、単位:円)					
対象面積(㎡)	標準入力法			モデル建物法	
	ホテル・病院・集会場等及びこれらを含む複合用途(別表分類A)	左記以外(別表分類B)		ホテル・病院・集会場等及びこれらを含む複合用途(別表分類A)	左記以外(別表分類B)
～ 300 未満	145,000	97,000		77,000	48,000
300 ～ 2,000 未満	243,000	145,000		126,000	77,000
2,000 ～ 5,000 未満	340,000	194,000		174,000	97,000
5,000 ～ 20,000 未満	388,000	243,000		194,000	145,000
20,000 ～ 50,000 未満	534,000	340,000		291,000	194,000
50,000 ～	729,000	486,000		388,000	243,000

- 1 主要な用途が工場等(別表分類C)の対象面積が2,000㎡未満の場合は、標準入力法は97,000円、モデル建物法は48,000円とする。  
対象面積が2,000㎡以上の場合は、標準入力法は194,000円、モデル建物法は97,000円とする。
- 2 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。
- 3 軽微な変更に関する証明書の交付手数料は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。
- 4 建築確認申請の依頼と併願する場合は、上記表の料金に0.8を乗じた額とする。
- 5 適合判定通知書を再発行する場合は、1通につき1,000円(消費税込)とする。

● 法15条に係る判定業務

非住宅 判定料金(消費税込み、単位:円)				
対象面積(㎡)	標準入力法		モデル建物法	
	ホテル・病院・集会場等 及びこれらを含む複合用途 (別表分類A)	左記以外 (別表分類B)	ホテル・病院・集会場等 及びこれらを含む複合用途 (別表分類A)	左記以外 (別表分類B)
2,000 ～ 5,000 未満	340,000	194,000	174,000	97,000
5,000 ～ 20,000 未満	388,000	243,000	194,000	145,000
20,000 ～ 50,000 未満	534,000	340,000	291,000	194,000
50,000 ～	729,000	486,000	388,000	243,000

備考

- 用途分類は、別表による。
- 主要な用途が工場等(別表分類C)の場合は対象面積にかかわらず、標準入力法は194,000円、モデル建物法は97,000円とする。
- 表の延面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延面積とする。
- 増改築の場合、既存部分を含めた延面積をもとに料金を適用する。
- 用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。
  - ①分類「A」が含まれる場合、分類「A」
  - ②分類「A」が含まれず、分類「B」が含まれる場合、分類「B」
- 建築確認申請の依頼と併願する場合は、上記表の料金に0.8を乗じた額とする。
- 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし、次の場合は上表の料金とする。
  - ①用途分類を変更する場合
  - ②モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
  - ③評価方法の変更(モデル建物法⇄標準入力法 等)
  - ④直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
- 軽微な変更に関する証明書の交付手数料は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。
- 適合判定通知書を再発行する場合は、1通につき1,000円(消費税込)とする。
- 軽微な変更に関する証明書の交付手数料は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。
- 適合判定通知書を再発行する場合は、1通につき1,000円(消費税込)とする。

別表 用途分類表

分類	用途	区分コード
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
	下宿	08050
A	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等(前2項及び保育所その他これに類するものに掲げるものを除く。)	08210
	隣保館	08220
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	

別表 用途分類表

分類	用途	区分コード
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620

※その他(8990)は、ご相談ください。